

2011.09.28 : 平成23年第3回定例会市会(第3日) 本文

○13番(上原みなみ君) 私は、みんなの党神戸市会議員団を代表いたしまして、市長並びに関係当局に平成22年度決算に関連して質疑をさせていただきます。

まずは、8月28日に新聞報道で発覚しました、手当を不正に受給したと思われる環境局職員によるごみの不正計量の件についてお伺いします。

傍聴されている方々にもわかるように経緯を説明したいと思いますので、説明が少し長くなることをお許しください。

環境局の説明によりますと、昨年4月と7月の2回、それぞれ別の職員からの通報により、同年12月にかけて東クリーンセンターと西クリーンセンターの労務職員57人にヒアリングし、その結果50人が関与をはっきり否定できない、つまり疑いがあるという結果が出たとのことでした。

ヒアリングに先立ち、8月中旬には東クリーンセンターでゴミ重量をはかる計量台に設置されている監視カメラの映像チェックもしたとのこと。その結果、計量ブースの壁や窓を利用し、計量盤に圧力をかける行為や、ほかのパッカー車の職員を計量盤に乗せる行為が確認できたと聞いております。

これらの事実を受け、環境局ではこの不正計量に関与した50人に対し、公務員としての心構えや規則などのモラル研修を1日、そして現場研修として日常のごみ収集作業をすべて手当なしで5日から30日間行わせたそうです。この5日から30日間の期間の幅というのは、不正の疑いの深さの差だということです。

しかし、その研修及び長くても一月の手当カットという軽微な措置以外、懲戒処分は全くありませんでした。私は、なぜそのようなモラルの低い職員を懲戒処分にしないのか質問しました。すると、該当する50人の職員は、ごみの計量などで不正をした疑いがあるだけで証拠がない、またごみ収集量の水増しがあったとしても、それが6回以上のごみ収集運搬作業につながり、定車制手当を不正に受給したかどうかの因果関係はわからないとのことでした。

しかし、証拠がないと言いながら、唯一の証拠となる監視カメラでの映像を消滅させてしまったのは、ほかのだれでもなく、神戸市環境局です。弁護士にこの件について見解を伺いました。環境局が証拠となる映像をわざと消したのではなくても、更新によって書き消去されることがわかっていながら、バックアップをとらなかったことは、立件されれば証拠隠滅罪に当たるとのことでした。

通常ですと、不正の疑いがあった場合、その局内で調査をし、調査が終わった時点で報告書を行財政局監察室に提出し、監察室でも調査が始まります。

もちろん、この時点で監視カメラの映像が保存されていなければ、監察室でも調査しようがないわけですが、環境局では昨年中に調査が終わっているにもかかわらず、監察室に

調査結果を提出さえしていないのです。このような手続を全くとらず、不正を環境局内で封じようとしたことから、環境局では組織的な証拠隠ぺい工作が行われたと言わざるを得ないわけです。

今回の件での被害者は、またもや神戸市民です。神戸市民の納めた税金が、不正をした環境局の労務職員に支払われてしまったのです。

環境局からの説明によりますと、手当を不正に受給したという証拠はないとのことでした。しかし、明らかに定車制手当を不正に受給する目的での行為であり、不正受給したかどうかを追及する義務を怠りながら、証拠がないとおとがめなしとすることに、神戸市民が納得すると思いませんか。余りにもばかにしすぎていると憤りを抑えることができません。

私は、ここに昨年9月27日に環境局が作成した内部文書入手しました。この文書には、昨年4月に通報があったことから始まった監視カメラ映像の調査結果がまとめられています。

内容をお伝えしますと、昨年4月15日に、きのう東クリーンセンターで不正計量行為があったとの通報があった。それを受けて、計量ブース内に設置している監視カメラの映像入手し確認したところ、積載基準を満たすため、計量の際に計量器に乗り込むなどして重量をふやしている事例が発覚した。

ほかにも事例がないか、東クリーンセンターのほか港島クリーンセンター・苅藻島クリーンセンターに設置されている監視カメラの映像を、6月上旬から8月上旬までを個々に確認したところ、通報があった4月14日の案件を含む7件13回の不正計量が発覚したと書かれてあるんです。

この文書には、不正計量をした車番と当日の車数として、その車両が何回、収集運搬作業を行ったかがはっきりと書かれています。それによりますと、不正をした車両はすべて1日5回という収集運搬作業の基準回数を超えており、不正車両の乗務員である運転手1人と作業手2人は、不正計量によりそれぞれ1,000円、多いものでは1日1人で4,000円の定車制手当を不正に受給しているのです。

この事実は、私が環境局から聞いていた監視カメラの映像が不鮮明で証拠にならない、不正計量が行われたとしても定車制手当の不正受給につながったとは言えないという説明とは、大きく矛盾するわけです。

この私が入手した文書は、東クリーンセンターの監視カメラの映像を確認した結果ですが、西クリーンセンターの映像をチェックした結果も環境局に要望したところ、残っていたメモを見ながら作成されたとのこと、2日前に提出されました。

そもそも監視カメラの映像を確認していながら、西クリーンセンターの方だけ調査結果がまとめられていなかったことがおかしいのですが、こちらにも10件11回の不適切な行為の確認が記載されており、収集運搬作業も1件を除いては1日の基準回数5回を超えて6回以上、つまりほとんどが不正に手当を受給しているのです。

やはり、環境局が言う手当の不正受給を否定する説明は、市民の血税ではなく、組織を守ろうとしているとしか受けとめられないわけです。この事実関係からも、環境局の隠ぺい体質を改めて実感しました。

環境局は、今回問題となった定車制手当は、ことしの7月に廃止になっているので、今後このような不正は起こりませんと私に言いました。しかし、定車制手当での不正がなくなろうとも、環境局の職員の不正が根絶できたわけではありません。不正根絶のためには、厳正な対処が不可欠です。

以上、お伝えしたとおり、今回の環境局の不祥事は、市民の血税が不正に使われているにもかかわらず、神戸市として具体的な対応が何ら示されていないことは大問題です。不正を行った職員の処分について、また環境局の隠ぺい体質による市民を欺く不誠実な対応、特に証拠隠滅についての追及及び警察への告訴の必要性を含めた市長の見解をお尋ねいたします。

次に、今回お伝えした環境局のごみ不正計量において、行財政局監察室の対応が適切であったのかどうか、また監察室の機能が果たして正しく働いているのかどうかを質疑いたします。

監察室では、通常不正に関する通報があった場合、まず関係局が調査をし、その結果をもって不正の疑いがある場合、監察室が改めて調査を行い、不正が認められ懲戒処分に値すると思われる場合には、神戸市職員懲戒審査会に諮るという手順をとることをお聞きしました。その際、犯罪性があると思われる事案については、警察へ告訴することもあるということです。

今回のごみ不正計量は、さきにお伝えした昨年9月27日に環境局がまとめた調査結果にて、7件13回の不正計量が発覚したと、不正をした車番がはっきり書かれています。監察室長に当時のことをお尋ねしたところ、この文書を環境局から見せられ、今後も調査を続けるようにとアドバイスをしたとのことでした。

しかし、その際、調査結果を書面で受け取ることもなく、監察室側でコピーもとらなかったそうです。そして、私の質問にも1年も前のことですからとうろ覚えの状態で、記録もとっていないというんです。環境局の担当者の名前すらはっきり覚えていないとのこと。なぜ不正に関することなのに、記録もとらないのかお聞きしましたら、監察室長はあくまで中間報告ですから、重大な事案の場合は記録をとるとおっしゃいました。

今回の件、不正計量だけでなく、環境局作成のこの文書では、先ほどお伝えしたとおり、不正による5回を超える収集運搬回数となっていますので、定車制手当を不正に受け取っているのです。

疑い対象となった50人が不正に受け取った実際の総額は、平成22年度で569万4,000円、5年間では計算上2,847万円、神戸市民の納めた税金からこれほどの不正受給が行われた可能性があるのに、監察室長は記録をとる重大な事案ではないと判断した、この件について市長はどう思われますか。通常のビジネスマンなら、記録をとるのは当然ですし、

まして不正にかかわる事案、さらに受けたのは神戸市の規律を守る監察室です。

そして、昨年9月27日の文書が監察室いわく、環境局調査の中間報告というのなら、最終報告はどうなったのでしょうか。監察室長は、最終報告について昨年の末調査が終了した、しかし不正計量に当たる具体的・客観的な証拠がなかったと環境局から口頭で説明を受けたと言いました。このとき、最終報告書の提出も求めなかったといいます。

また、その日付も同じくろ覚えの状態、このような機能を果たしていない監察室が、神戸市の不正を撲滅するなんてできません。

何度も言いますが、昨年9月27日付で環境局から出された文書には、不正計量を行った車番と、その不正によって定車制手当を受け取っていることがはっきり明記されています。それなのに、不正計量につながる証拠がなかったという環境局の報告を口頭で聞き、追求もせず納得してしまう監察室は、組織として正しく機能していないと考えますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

3つ目は、労務職員の手当について質疑します。定車制手当はなくなりましたが、環境局労務職員の特殊勤務手当には、まだ不当な手当が残っています。その応援手当と欠員手当の必要性について質疑いたします。まず、応援手当とは、自分の班のごみ収集運搬作業が終わったら、ほかの班の作業を手伝いに行くと支給される手当です。こんな当たり前のことに1回1,200円もの手当がつくのです。

そしてさらに問題なのは、欠員手当です。この欠員手当とは、名前のとおり欠員が出たとき、すなわち通常3人でごみ収集運搬作業するところを、2人で行う場合につく手当です。

平成18年度の改正で、1回9,000円から850円となっていますが、改正前の9,000円とは2人で9,000円、現行の手当は1人1回850円、1人1日平均5回の収集運搬作業をしますので、平均1人1日当たり4,250円の手当を支給、支給額は改正前とほとんど変わりません。

これらは本来業務であり、勤務時間内の仕事です。この納得できない手当による1年間の支給コストは、応援手当で4,668万円、欠員手当では7,571万円です。このような手当は即刻廃止すべきです。廃止すれば1億2,240万円の予算削減ができます。ちなみに環境局ごみ収集部門の職員の出勤率は、85%以下です。欠員手当がもらえるから、職員内で申し合わせ、わざと欠員を出すために休んでいると現場の職員から聞いております。このような異常な体質を改善するためにも、不当な手当を即廃止すると市長に明言していただきたいのです。ご見解とともにお願いします。

さらに、環境局長は23年度予算特別委員会で、ごみ収集車の乗務員を3人体制から2人体制にすると明言されましたが、にもかかわらず平成23年4月には、収集部門の職員を28人新規採用しました。この採用について時系列で説明しますと、昨年2月1日に広報紙で新規採用募集が行われ、2月20日に1次選考がありました。

環境局長が、ごみ収集を3人から2人体制にするとおっしゃったのは、2月24日の予算

特別委員会、日にちで見ますと1次選考の後にはなりますが、労務職員の1次選考は予算特別委員会の4日前、既に答弁を用意していたはずで、1次選考をやめることもできたはずで、もし仮に1次選考をやめるには間に合わなかったとしても、2次選考が行われたのは3月5日と6日、当局のビジョンに反する採用なら、2次選考をとりやめることもできたはずで、この環境局のビジョンと矛盾する採用について、ご見解をお願いいたします。

また、環境局長が行財政改革2015の中で取り組むと明言したごみ収集2人体制、環境局には現在773人の定員に対し、772人の労務職員が在籍します。乗務員を2人体制にした場合の定数は、現在の備車制をそのまま計算すると432人となり、341人の過員となります。実現すれば予算は25億4,068万円削減できます。

環境局長が2人体制にするとおっしゃったのですから、5年以内に本格的な取り組みが行われることでしょう。しかし、今後5年間で環境局労務職員の定年退職者は92人です。つまり、5年後それ以上の退職者がなければ、250人の過員を抱えることとなります。

この過員について、例えば交通局が過去行ったように、行政職員として環境局内で職種変更するのでしょうか。私は、環境局が組織ぐるみで守ろうとしている労務職員ですから、最後まで責任をとるという意味では、この方法がいいのではないかと思うのですが、ごみ収集2人体制への移行及びそれに伴う環境局労務職員の過員をどう解消していくのか、神戸市のビジョンをお聞かせください。

しかし、私はこれまでの環境局で多発する不祥事を見るにつけ、ごみ収集を直営で行うことに賛成できません。20年度は懲戒免職1人、停職2人、減給2人、21年度は懲戒免職3人、停職3人、減給2人、22年度は懲戒免職1人、停職2人、減給3人、戒告4人、今年度は停職1人に加え、今お伝えしているごみの不正計量及び手当の不正受給により50人の懲戒免職者が出るはずだったのです。

現に、前に述べた環境局の調査報告書には、懲戒処分の手続を進めていくと書かれています。また、きのうも傷害容疑で逮捕されたという人がいました。

多くの神戸市民の皆さんも、私と同じく環境局を信用することなどできない、もうごみの分別に協力したくないという声さえ聞こえてきております。

これまで、環境局はごみ収集事業を直営で行う意義を、ごみの不正排出の際に開封調査をし、当事者を指導する必要がある、その際、ごみというのはプライバシーにかかわるものなので、民間事業者にはやってもらおうと市民感情がどうなのかなどと言っていますが、これについて私は今のクリーンでない環境局では、民間事業者が開封調査をしてもらった方が、よほど安心だと思う市民の方が多いのではないかと思います。

また、不法投棄などごみに関する困り事を市民の皆さんと一緒に考えていくため直営であるべき、事業所では環境教育の一翼も担っているなどと言いますが、このようなことは委託した民間事業者と環境局行政職員が一緒になってやっていけばいいことではないでしょうか。

環境局労務職員にしか地元とのつながりが持てないなど、市民は全く思っておりません。むしろ、環境局の労務職員に反感を持っている市民の方が多い。服装・態度・運転スピードなど、市民からのクレームの多さでも証明されています。

ひまわり収集——高齢者・障害者の対応を民間事業者にはできない業務だと決めつけるべきではありません。

また、ごみ収集事業を全面委託した場合に、受託事業者の倒産・廃業・契約の不調が結構あると、過去、環境局長の発言がありましたが、現在民間委託をしているほかの政令指定都市の中で、委託先の清掃事業者が倒産した例は1例もありません。また、業務不履行についても、最初のなれない時期に取り残しがあっただけとのこと。それ以来、クレームなども一切ないとお聞きしております。

神戸市の民間清掃事業者に見積もりをとったところ、現在のごみ収集運搬コスト年間111億4,000万円から、民間委託にすると現行と同じ3人体制、備車を含めた861人で計算しても、42億6,000万円、60%以上のコスト削減ができ、年間69億円の経費をカットすることができます。さらに、民間委託で2人体制にした場合は、28億3,000万円となりますので、22年度決算からすると83億円のコストカットができるのです。

大阪もことしの10月から一部民間委託に踏み切ります。そうすると、政令指定都市19市の中で、直営100%は神戸市だけとなります。神戸市民が83億ものコスト削減より、直営を選択するわけはありません。神戸市が直営を選択する理由は何でしょうか。市の財政難に危機感を持っていないのでしょうか。100%民間委託すれば、これまでかなわなかった環境局の不祥事根絶もできます。特に、行政コストの観点から早急に民間委託に転換すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、労務職員の給与について質疑いたします。神戸市の労務職員の平均年収は745万円、厚生労働省が公表する同じ職種の民間平均年収が408万円ですから、神戸市は1.8倍以上、ボーナスなしでも全国4番目に高い賃金となっています。この話になると、小柴副市長が、民間データにはアルバイトや非正規雇用も含まれているので比較対象ではないと、毎回同じ答弁をされていますが、では一番わかりやすい神戸市内の民間清掃業者の給与と比べてみましょう。

神戸市の清掃職員の平均年齢とほぼ同じ46歳、勤続20年の方の年収は420万円、やはり神戸市の労務職員の給与は、民間の約1.8倍です。仕事内容は、神戸市は家庭ごみ、民間清掃事業者は事業系ごみの収集というだけで、勤務時間なども全く変わりません。神戸市環境局労務職員の給与は、これでも高すぎないというのでしょうか。同レベルに引き下げるべきではないのでしょうか。

そこで提案があります。さきにお伝えしましたごみ収集職員の出勤率は85%以下です。これは、週に1回休みをとっている、つまり、勝手に週休3日制にしているということです。それならワークシェアリングをしているとの考えから、まずは給与を85%に引き下げるべきではないのでしょうか。この引き下げ案はとて理にかなっていると思うのです。85%

に引き下げても、神戸の民間事業者の1.5倍の給与です。

以上、神戸市民はこのたびの環境局の不祥事で、今まで以上に環境局に対して失望しています。私がこの代表質疑に際し、環境局の方と何度となく話をする中で、環境局は市民を守るのではなく、組織を守ろうとしていると感じました。もしも神戸市が同じように市民より組織——役所を守る体制なら大変です。市長の良心・正義感・責任感に訴えさせていただきます。信念に従い、お答えいただけることを期待します。どうかよろしく願います。

（「議長」の声あり）

---

○市長（矢田立郎君） 私の方から、まずこの不祥事に対する市の対応についてご答弁を申し上げたいと思います。この家庭系ごみの計量時に、環境局の職員に不適切な行為があったということで、議会、また市民の皆さんの信頼を失墜させたということについては、深くお詫びを申し上げたいと思います。

ごみ収集業務では、作業実施計画におきまして、これはもう先ほど来お話がございましたが、車両収集ごとの基準積載量がございます。例えば、2トンパッカーの場合には、1.1トン以上積載するというようになっておりまして、この収集車両がクリーンセンターで計量を行う際に、不適切な行為を行うというようなことで、この積載量を操作していると推察される例が、この東クリーンセンターであったと通報がございました。

また、西クリーンセンターでも同様の情報が得られたために、調査の上、関係職員に対するヒアリングを実施したところでございます。

この両センターの計量時の行為を、客観的・具体的に特定ができたのかどうかという点でございしますが、こういうことが結果的にはできにくかったということでございますので、嚴重注意ということで研修を行い、作業計画をよく守るようということで、この指導をしてございます。

神戸市としましては、関係所属への確認及び関係職員に対するヒアリングを実施をしたというふうにさっきも申し上げましたが、こういうことをするなどして、疑いのあるといわれる職員50名に対しまして研修期間中の手当も一切支給せず、実態として懲罰的な対応を行ったというふうな形でございます。その上で、この7月の末日をもって、この定車制手当を廃止をしたということでございます。

ご指摘のこの警察への告訴についてでございますけれども、告訴するためにはやはりしっかりとした証拠固めが必要です。これは言うまでもございません。

例えば、クリーンセンターの計量ブースに設置されておりますカメラの映像というものも、確認をしたというふうに聞いておりますが、この不正行為を行っていることを確認できる映像ではなかったと。そして、不正計量を明確に、また特定できるものでもなかったとい

うふうに報告を聞いておりますが、それが結果的にこの手当の不正受給というふうにつながるかどうかという点にかかわってきますので、これについて被害がどうであるかということがわかっていないということで、警察に捜査を依頼するという事は難しいというふうに考えたということでございます。

しかし、冒頭申し上げましたように、市政に対する信用というものには、大変大きな失墜があったというふうには感じておりました、これにつきましてはやはり真摯に受け止めながら、そしてこの職員の服務規律というものが徹底してなされるということは重要でありますし、またこれは市民の——この対市民との関係におきましては、ごみの収集という点、そのほかのこの関係のいろんな市民とのやりとりというふうなことを考えますときに、やはりきちっとした収集体制にすべきであるし、またこの環境業務手当等の見直しということも、引き続いて厳しく取り組んでおくことが重要であろうと。

そういうことを通じながら、市民の信頼回復を取り戻すんだということで、やはりやっていけないといけないというふうに感じております。

私の方からは、以上、全体についての答弁を申し上げます。

(「議長」の声あり)

---

○副市長（中村三郎君） 私の方から、3点ご答弁申し上げたいと思います。

まず、環境局労務職員の特殊勤務手当についてでございますけれども、ごみの収集業務にかかります特殊勤務手当につきましては、他都市では日額あるいは月額でこの手当を支給している場合が多いわけでございますけれども、本市ではそういった形では一切支給せず、作業量等に一定の基準を設けて、その基準を超えた場合に欠員手当あるいは応援手当を支給すると、こういうことにいたしてございます。

本年2月に策定をいたしました神戸市行財政改革 2015 におきましても、労務職員の給与水準について、政令指定都市の中位程度の水準を目指すことといたしまして、見直しを進めようとしてございます。

そういった中、7月末には環境業務手当のうち、昭和54年からということですから、30年以上続いておりました定率制手当を廃止いたしましたところでございます。残る欠員手当や応援手当につきましても、ただいま市長がご答弁申し上げましたとおり、見直すべく取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

それと、ごみ収集の2人乗車への移行のご質疑でございます。ご指摘がありましたように、この2月に予算特別委員会の局別審査におきまして、環境局長の方から2人乗車で対応したいという答弁をさせていただきました。これは、神戸市行財政改革 2015、これを受けて今後の方針を発言したものでございまして、具体的なスケジュールにつきましては、今局内で検討いたしているところでございます。



2人乗車への移行が実施に移りましたならば、要員は150名程度の減員が可能であると我々は考えておりました、さらに民間業者への委託運転手88名分の経費が不用になると、こういうことでございます。

その際に、一時的にご指摘がありますように、多くの過員を生じることになるわけでございますけれども、その対応につきましては、基本的には配置転換ということを考えていくわけでございますが、場合によりましては一時的な業務に従事させざるを得ないと、こういうこともあろうかと思えます。

なお、2人乗車に移行するまでに課題が解決して、そのスケジュールが決まるまでの間に、やっぱり欠員——退職等で欠員が生じてまいるわけでございます。この点につきましては、業務の運営上、どうしても補充せざるを得ないということであるわけでございます、この点についてのご理解につきましては、ぜひよろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

次に、このごみ収集につきましてはの民間委託をしたらどうかというご質問でございますけれども、このごみ収集運搬業務につきましては、平成16年度からこの収集車両台数の削減とか、あるいは事業所の事務の見直し、これらを行うことによりまして、22年度までに193人の人員削減を行ってまいっております。

環境局の事業所なり、自動車管理事務所の職員というのは、ごみの収集運搬業務に関連いたしまして、地域のステーションに不適正な排出があった場合、時には開封調査というのを行って、当事者の方を確認をして指導をするということもございまして、不法投棄が多いステーションなどで地域の人たちが困っておられるときには、一緒に立ち番を実施したり、啓発をするということもございまして。

それと、クリーンステーションの移設につきましても、地元の方と一緒に考えて取り組むといったようなことで、収集作業とやっぱり分離できない業務というのがあられるわけでございます。もとより、ごみの中には個人のプライバシーにかかわるものも相当多く含まれている実情もございまして。

さらに付随する業務といたしまして、ひまわり収集におけます高齢者や障害者への対応、ひまわり110番、見まわり活動等も行っております。

このようなことから、ごみ収集運搬業務につきましては、基本的には全力でコストを下げる努力をしつつ直営で行っていきたく、このように考えているところでございます。

収集体制では3人乗車から2人乗車への変更、手当では環境業務手当の見直しというようなことを、行財政改革2015の5年の間にスピード感を持って進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、私の方からご答弁申し上げます。

(「議長」の声あり)

---

○副市長（小柴善博君） 私の方から2点お答えさせていただきます。監察室の対応でございますが、不祥事案として疑われるような内部通報等があった場合、所管部局は調査の上、監察室に対しまして口頭や文書などで報告が行われるわけでございますが、そのうち懲戒処分の対象となるようなものにつきましては、必ず文書での報告を求めておりますが、第1報や具体的な非違行為が特定できなかった場合などは、記録をとらない場合もございます。

今回の場合、監察室といたしましては、第1報の報告を受けまして、環境局に対しまして早急かつ厳正に調査するように、また明らかに不適正な行為が判明すれば、厳正に対処していくように指示をしております。不正行為をした職員には、厳しく対処を行っていくのは当然でございますが、今回につきましては環境局の調査で具体的にいつどのくらいの量を上乗せして、その結果手当の受給にどのようにつながったのか、客観的・具体的に特定ができなかったわけでございます。

環境局の方からは、少しでも疑いのある職員を厳重に注意するなどの研修を行うとの報告があり、環境局の調査で手当の不正受給に結びつく具体的な事案行為が確認できなかったことから、やむを得ない対応だったと監察として判断したものでございますが、今後、懲戒処分に至らない事案につきましても、できるだけ文書での報告を求めていくなど、さらに適正な事務執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点、労務職員の給与でございますが、総務省が公表しております地方公共団体の定員・給与等の状況におきまして、平成18年度の本市の清掃職員を含む労務職員の給与水準は、政令市の中でも高い数値にあったというのは、ご指摘のとおりでございます。

清掃職員を含む労務職員の給与水準につきましては、平成19年度の給与構造の見直しの中で、高齢者給与の抑制及び給料の調整額の廃止を行い、平成20年3月には、総務省の通知に沿って総合的な点検を実施するとともに、技能労務職員等の給料等の見直しに向けた取り組み方針を策定いたしまして、給与の現状や見直しに向けた基本的な考え方や重点的に取り組む項目を公表いたしまして、これに沿った取り組みを行ってまいりました。

その結果といたしまして、清掃職員の給与水準は、平成18年4月と比較いたしますと、平成22年4月時点で約4万6,000円の引き下げを行っており、他都市におきましても取り組みが進められている中で、この間の本市の下げ幅は、政令市平均の下げ幅約2,000円と比べまして、非常に大きいものとなっております。これまでの取り組みの効果があらわれてきていると考えております。

一方、議員からも指摘がございました民間企業との比較でございますけれども、これは総務省から提供される類似の民間従業員のデータとの比較を行い、本市が毎年公表しております給与等の状況の中で公表をしておるわけでございます。

この比較におきましては、民間従業員の給与等は賃金構造基本統計調査——いわゆる賃

金センサスのデータを用いているということで、議員ご指摘のありましたように、アルバイトなどの正規以外の職員を含んでおり、職種・年齢・業務内容・雇用形態等の点におきまして、完全に一致しているものではなく、本市の清掃職員の給与水準との単純な比較については、困難であるというふうに考えております。

しかしながら、本市の清掃職員の給与が依然として高い数値にあることは認識しておりまして、市民の理解が得られるよう、引き続き見直しに取り組む必要があると考えております。

そこで本市といたしましては、今年度よりスタートいたしました神戸市行財政改革 2015 の中に、労務職の給与水準の見直しを具体的項目として記載をしております。政令指定都市の中位程度の水準を目指すことにしております。今後この計画の中で引き続き見直しに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(「議長」の声あり)

---

○13 番（上原みなみ君） ありがとうございます。では、まず不正を行った職員の処分について、再質疑させていただきます。

環境局が、今回不正にかかわった 50 人とらせた唯一の処罰というのが、5 日から 30 日間のすべての手当を支給しないというものだったんですが、これはとても軽微なものですが、それでも無実の職員が黙って従うわけはありません。50 人が手当なしで勤務したことからも、不正を認めていることが読み取れます。

また、50 人の職員の定車制手当の 22 年度の支給総額は 569 万 4,000 円、1 人当たり 11 万 3,880 円です。職員全体の平均支給額 9 万 2,880 円を 2 万 1,000 円上回るということからも、不自然なことがうかがえるのではないのでしょうか。

環境局長は、9 月 21 日に行われた福祉環境常任委員会にて、ヒアリングの中で 5～6 年前に不正計量をやったかもしれないと答えた職員がいると答弁されておりました。つまり、今回発覚したごみの不正計量は、少なくとも 5～6 年以上前から行われているのです。ですので、私は不正を行った 50 人の職員は、最低でも 5 年間の定車制手当の受給額、総額で 2,847 万円を返還すべき、神戸市は返還命令を出すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、環境局が証拠映像を消滅させてしまった件についてなんですが、環境局が言う映像が不鮮明だったと言いながら、映像確認の報告書には車番や不正が何回あったなどはっきり書かれています。監視カメラの映像に映っていた計量台の横を人が通ったなどの事案が計量時に行われたかどうか、つまりごみの重量水増しにつながったかどうかかわからないと環境局は言っていましたが、映像には撮影した時間が出ると聞いております。計量した時間と照らし合わせることで、不正計量につながるかどうか確認できます。

とにかく、なぜ映像のバックアップをとらなかったのか、理解できないのです。不正の証拠が消されてしまった可能性が高いとともに、当局が言う不正の疑いでしかないという証拠も同時に消えてしまっています。だから、環境局の行いは、組織的隠ぺい工作だと疑うのは当然と考えます。

市長は、環境局が不正を確認した監視カメラの映像のバックアップをとらなかった点について、ずばりどのように思われますか。

次に、警察への告訴の必要性ですが、確かに監視カメラの映像が残っていないなら、現段階で証拠不十分ですので、告訴は無理でしょう。環境局には、証拠隠滅の重大性を深く感じていただきたいところです。今後、このような証拠隠滅行為がないように、神戸市としてもご指導いただきたいところです。こちらは要望にとどめます。

次に、監察室の対応は適切だったのか、組織として正しく機能しているのかという質疑についてですが、今後監察室の機能を本来に戻すため、具体的にどのようなことを改善されますか。

また、監査室長は今回の環境局の不正発覚の後、職員向けに行ったコンプライアンス研修で2次不祥事を防ぐため、報告をすぐにするように指導したそうです。それなのに、昨年末に終わった調査結果を環境局に公表するように求めなかったことについて、改めてどう思われますか。指導内容と監察室みずからの行動が食い違っているように見えます。ご見解をお願いします。

次に、応援手当と欠員手当については、見直しを検討していただけるということですが、私は即廃止を求めます。いつ廃止するのか時期を明言していただきたいと思います。

次に、ごみ収集2人体制への移行ということですが、これは検討中ということですので、2015年までに開始するということですので、早くビジョンを立てるべきだと、スケジュールを立てるべきだと思います。

次に、環境局労務職員の過員解消法、配置転換をするなどということ聞きましたが、多くの他都市では、ごみ収集事業において近年採用ゼロです。退職者を補充しないという方針をとり続けています。

大阪でも、平成18年より退職者不補充を実施し、労務職員900人の削減を実現しました。神戸市も、行財政改革の中でもっと早くから退職者不補充を実施すべきだったと思いますし、まして今年度28人も補充された、また今後も欠員があるたびに補充するというのは、ビジョンからすると考えられない採用なのです。

ここで大阪の過員解消法を紹介しますと、行政職への変更を希望する労務職員を募り、研修を行った上で行政試験を受けさせるという取り組みがあります。神戸市もこの方法を取り入れてみてはいかがかと思いますが、ご見解をお願いします。

次に、ビジョンに反する28人の採用についてなんですけれども、今回市長並びに当局からは出ませんでした。環境局長は容器包装プラスチック分別収集が、ことし全市内で始まったということで——全区で始まったということで、その体制を安定化させるために採

用が必要だったというようなご答弁もされています。

そこで質問させていただきますが、容器包装プラスチックの分別収集開始に伴い、体制を安定化させるための採用ということでしたら、容器包装プラスチックの収集量が目標の年間1万3,000トンになったとしても、燃えるごみのわずか5%の量でしかないのです。このために2人体制への移行を足踏みしている、新規採用しなければならなかったというのは全く理解できません。

また、2人体制になっていない現在も、2人乗車のパッカー車をよく見かけます。これは欠員が出ているということで、欠員手当が支払われている収集車として、私は苦々しい思いで見えておりますが、つまり出勤率85%、15%のパッカー車が2人乗車で収集運搬作業を行えているわけです。そして、これに対してこれまで全く対策をとってこなかったことから、新規採用はすべきではなかった。むしろ、新規採用より費用対効果の観点からも、出勤率を上げるべきではなかったかと考えますがいかがでしょうか。

次に、ごみ収集作業民間委託についてなんですが、ごみ収集作業は全国的に直営から民間委託への転換が進んでおります。私は、神戸市を除いた政令指定都市18の市に、民間委託のメリットとデメリットをお聞きしました。

最大のメリットは行政コスト削減、しかし私が試算した神戸市の削減幅ほど大きい市は珍しく、100%削減すれば神戸市は22年度決算の75%カット、つまり4分の1のコストで収集運搬作業が行えてしまうのです。

これほどのコスト削減が可能なのは、民間との給与格差が大きいというあかしです。一方、デメリットですが、大半の市ではデメリットはないとの答えでした。横浜市をはじめ2~3の市では、委託先の倒産の不安を挙げられましたが、実際倒産したケースはないということ、可能性をおっしゃってるだけです。

逆に、民間事業者の社員の方が人当たりがソフトなので、地域とのコミュニケーションがうまくいっているという市もありました。神戸市の場合も当てはまるのではないのでしょうか。

また、災害時の機動性についてですが、神戸市の民間一般廃棄物処理業者20社による組合は、平成16年台風23号による円山川決壊で起きた水害時には、10トンパッカー車を707台、また21年度佐用町の水害でも465台を出動させ、救援活動を行っています。

一方、神戸市からの災害実動は、平成16年の豊岡はゼロ、平成21年の佐用町は76台と、民間の6分の1以下しか災害支援にかかわっていないのです。これでも、災害時の機動性が民間事業者の方が劣ると言われるのでしょうか。

また、このように組合が非常にうまく連携している神戸市ですから、民間事業者の組合にごみ収集を全面的に委託すれば、倒産の不安も災害時の機動性の問題も解消するのではないのでしょうか。地域のごみ問題についての相談や、分別ルールの普及啓発の活動など、神戸市の民間清掃事業者は喜んでやりますとおっしゃっていました。これでも、行政コストを83億円削減できる民間委託を拒む理由があるのでしょうか。

次に、労務職員の給与についてですが、先ほど労務職員の出勤率は85%以下と申しましたが、環境局の行政職員の出勤率は93%です。やはり、労務職員の出勤率が低すぎるのではないのでしょうか。年間20日の有給消化をただけでは、出勤率が90%を下回ることはありません。

ちなみに22年度の祝日の出勤率——これ労務職員の祝日の出勤率は91%なんです。以前あった2万3,500円も支給される祝日手当はなくなりましたが、祝日は時間外勤務として1.35倍の時給をもらえますので、職員の現金さが出勤率の数字にあらわれていると言わざるを得ません。

費用対効果から見ても見過ごすわけにはいきません。休んではいけないと言ってるのではありませんが、休みのとり方が問題です。しかし、前もって届けを出して計画休暇か、当日突然休みなのか、環境局に質問したら、把握されていないとのことだったです。局内ではこの85%の出勤率を問題視していないということなのではないのでしょうか。有給以上の休みをとってる勤務実態に見合う給与になるよう早急に見直すべきと考えます。

以上、神戸市のご見解をお願いします。

（「議長」の声あり）

---

○市長（矢田立郎君） まず、この処分の関係についてのお尋ねでございますが、この内容については先ほど申し上げましたように、事実関係についてかなり調査をし、そしてまたヒアリングもし、あるいは映像の分析もしたということではありますが、特定ができなかったという点がまず1つあるかと思えます。

その映像でございますけれども、これは本来この収集のための確認をしておるものではないかと、産業廃棄物が持ち込まれることがないように、この搬入物をチェックするというので設置されておるものがございます。

そういう中で、たまたまこの計量盤の方向に向かって人が歩いてるとかいうふうなことが通報されて、そういった中でその映像をチェックしたけれども、確認が十分にできていないというようなことで、これが証拠に結びつかないということで、判断をしたというふうに聞いてございますので、こうしたその当時の状況の中でバックアップがなぜできなかったかというお尋ねでございますけれども、本来それが非常に問題のある事象だという認識があって、その分析もしておったと思うんですが、その際にやはり特定できないということで、このバックアップをしていなかったのではないかとというふうに報告を聞いておりますので、そのように考えますときに、今後やはりそういう事情について、私は全体的なごみ収集というものについては、これは取り切るということが大事であります。

地域のごみをきちっと取るということが大事であり、ただ、間違ってもよく区分をしていただかずに、間違っても出されたものについては取り残しをしてくれというふうに言ってお

りますけれども、しかしそうでない部分については、全部取るというのが本来の役目でございますから、だから何回行ったかどうかという問題というよりも、むしろきちっと市民のサービスをしてこれをやり遂げることが重要であるというふうに私は思っております。

（「議長」の声あり）

---

○副市長（中村三郎君） 何点かご答弁申し上げたいと思います。まず最初に、研修に参加したこと自身が不正を認めているんだから、返還命令を出すべしというご指摘がございましたけれども、我々の理解としてはとにかくああいう所で——その計量の所で車を降りて計量盤に乗る、あるいは計量盤の上を歩く、こういうこと自身がしてはいけないということでございます。

そういう意味合いからも、この研修を受けなさいということで、職務命令として研修を受けさせたということでございまして、その行為をすべて不正をしたから云々ということで返還命令ということには、少し無理があるのではないかと、このように理解をいたしております。返還命令をすることは考えておりません。

それと、過員が出た場合の処理の問題が、大阪の例を引き合いに指摘されましたけど、当然2人乗車が実現して、一時的に過員が出たという場合についての職員の配置の問題につきまして、ご質疑がありましたような点も当然選択肢の1つとして出てこようかと、このように思っておりますし、そういう中で業務の運営上というのを申し上げました。出面仕事でございますので、とにかくこの要員を確保しないとという部分がありますので、そこに至るまでの欠員についての対応というのは、いろんな工夫はもちろん局内でやっていくことは必要ではございますけれども、一時的にやっぱり欠員を補充していくということも、やっぱりやむを得ない部分があるかと思っておりますので、その点もぜひご理解をいただきたいなど、このように思っております。

それと、出勤率が85%ということでございます。多いか少ないかという議論よりも、基本的に、制度的に認められた休暇をおとりになって、結果として85%になると、このように理解をいたしております。決して欠員率のために示し合わせて休んでいくと、こういうようなことを組織だってやっている、そんな理解は私どもとしてはいたしておりません。

ただ、実体的にそういうことで、2人でも仕事が進んでいる部分があるんじゃないかという認識のもとに、3人乗車をとにかく2人乗車にしていこうではないか、こういうことを関係者と話を進めていこうと今いたしておるわけでございます。

それと、民間委託の問題につきましては、メリットとデメリットがある、他都市ではデメリットがないというご指示でございます。倒産したケースも聞いてないということで

ございますけれども、私どもは他都市の副市長に聞いたことはありませんけれども、局の方からの報告を聞いている限りでは、倒産に至らないような措置を含めて、なかなか厳しいお話し合いの中で、委託業務が進んでいっているというような報告をお聞きいたしております。なかなか難しい部分があるというのが、他都市の実情のようにはお聞きをいたしております。

そういう意味から、申し上げましたように私どもとしては、最大限収集業務に当たってのコスト削減というのを努力しながらも、直営でもって進めていくというのを基本的な考え方に今立たしていただいと、こういうことでございます。

以上です。

（「議長」の声あり）

---

○副市長（小柴善博君） 監察室の対応でございますけれども、報告を早急に上げろということで指示を出したことは確かに事実でございます、これにつきましては——報告を早くいただくということについては、もう当初からずっとやっておるわけでございますけれども、今回の件につきましては、先ほど申し上げましたように、環境局の調査の中でも、手当の不正受給に結びつく具体的な事実行為が確認できなかったということで、書面による報告を求めなかったということでございますが、先ほど申しました、今後できるだけ懲戒処分に至らない事案でも、文書による報告を求めていくということで、今後につきましては適正な事務執行にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長」の声あり）

---

○13番（上原みなみ君） 先ほど他都市の政令指定都市——他都市のヒアリングの件をお伝えしましたとおり、私は神戸市以外の18都市すべてに電話をかけてお聞きしました。すると、そのような——副市長がおっしゃったような難しい状況ということは、一言もおっしゃっていませんでした。

民間委託をしてよかったというメリットの方が多いということをおっしゃっていました。災害時に、機動性についてちょっと気になるということに関してはおっしゃってたんですが、その件に関して私神戸市の場合は、神戸市の民間事業者がしっかりした組合をつくっていらしゃって、今でも災害時には神戸市以上の出動をしている、支援体制がしっかりしているということから、民間委託をお勧めしたいと思います。

そして、証拠映像を消滅させてしまった件についてなんですけれども、現に監視カメラの映像を環境局が確認をして、それで私が持っておりますこの報告書には、何月何日の車



番ナンバー、そして何回不正を行ったかということはしっかり書かれてあるんですね。それでもこの映像が証拠にならないとおっしゃるのでしょうか。

また、証拠にならない映像だったら残しておいたらいいじゃないですか、消す必要はなく。証拠にならないかどうか、客観的な判断というのは環境局にはできないはずです。客観的な判断をするためにも、残しておくべきではなかったかと思います。消してしまっているから疑われるのです。

次に、不正にかかわった50人のうち、特に4月15日に、昨日不正があったとの通報から映像確認をしたケースというのは、6回の収集回数のうち5回も不正が発覚しているんです。ここに書かれてあります。この通報と、映像確認による不正——通報があった、そしてその後映像確認をして、5回も不正を確認した、それでも疑いでしかない、処分なしで終わらせるのでしょうか。

矢田市長は、今年度第2回の定例会で、やる気のない職員はやめてもらうときっぱりおっしゃいました。厳正な処分が必要と考えますが、ご見解をお願いします。

(「議長」の声あり)

---

○市長(矢田立郎君) 今、最後におっしゃった点でございますけども、この点については一般的に、まず公務に従事する職員の資質として、そういう実際の市民の信託にこたえてやることできないという状況の職員であれば、これはもうやめていただきたいというふうに申し上げます。

それから、映像の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、これは実際に、この目的が産廃用の搬入を防ぐというような対象で設置されたものを使っておりますから、だから本来であればそれは順次消されていくというようなことであると聞いておりますので、それをバックアップとして取り出さなかったのかというお尋ねかと思いますが、そういう時点でこの不特定の事象について、特定できなかったということで、これをとっていないということのようでございますので、今後やはりやり方を変えるということを、さっきも申し上げましたけれども、とにかくこの定車制の手当をやめたということは、実際にもうきちんとした市民の信託を受けて、事業をやっているわけでありますから、それに対してこの収集を徹底的にやり遂げることが、本来の目的ではないかというふうに私は考えておりますので、その方向で徹底させるというふうに思います。